## 東松山市こども食堂支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、こども食堂を運営する団体に対して、予算の範囲内で東 松山市こども食堂支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するこ とに関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 補助金の交付に関しては、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和48年東松山市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「こども食堂」とは、地域のボランティアが主としてこども(その他の地域住民を含む。)に対し、無料又は安価で、栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組(弁当等を配布する取組のみを実施するものは除く。)をいう。

(交付対象団体)

- 第3条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、 次に掲げる要件の全てを満たす法人その他の団体とする。
  - (1) 埼玉県のこどもの居場所づくりを主管する課に事務局を置く「こども応援ネットワーク埼玉」において、会員登録をし、かつ、当該ネットワークが管理する「こどもの居場所マップ」に掲載が認められたこと。
  - (2) 補助金の交付決定後、1年以上継続してこども食堂を運営する意思があり、また、その能力を有すると認められること。
  - (3) 市内に活動拠点があること。
  - (4) 組織及び運営に関する事項を定めた定款、会則、規約等があること。
  - (5) 活動内容が公の秩序又は善良の風俗に反するものでないこと。
  - (6) 構成員が、東松山市暴力団排除条例(平成24年東松山市条例第19号) 第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条

例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

(補助対象事業)

- 第4条 補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、こども 食堂の実施に係る事業であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとす る。
  - (1) 市内で安全に配慮して実施すること。
  - (2) 毎月1回以上実施すること。
  - (3) 1回当たり概ね10食以上の食事を提供すること。
  - (4) 食品衛生法(昭和22年法律第233号) その他の食品衛生に関する法令を遵守し、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号) 別表第17に規定する食品衛生責任者を置くこと。
  - (5) 営利を目的とするものでないこと。
  - (6) 利用者に食物アレルギーの有無及び緊急連絡先を確認すること。
  - (7) 施設内での事故及び提供した食事による食中毒が発生した際に対応できる保険に加入すること。
  - (8) 政治的又は宗教的活動を目的としていないこと。

(補助対象経費)

- 第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象団体が実施する補助対象事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。
  - (1) 光熱水費
  - (2) 施設使用料
  - (3) 燃料費
  - (4) 食材費
  - (5) 消耗品費
  - (6) 事故、食中毒等に対応する保険料
  - (7) 食品衛生法に基づく営業許可申請手数料

- (8) 食品衛生責任者養成講習会受講料
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、国、県、その他公共的団体による他の補助制度 等の適用を受けている、又は受けようとする経費については、補助の対象と しない。
- 3 第1項の光熱水費及び施設使用料については、こども食堂の実施日の経費のみを補助の対象とし、補助対象団体の構成員の自宅又は他の事業に使用する事務所その他これらに準ずる施設を利用してこども食堂を実施する場合などこども食堂の取組分としての経費が明確でないときは、開所時間分で按分する等の方法で算出した経費を補助の対象とする。
- 4 第1項の燃料費については、こども食堂の実施に係る物資等の運搬に要した経費を補助の対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額に2分の1を乗じて得た額 (その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)と し、20万円を限度とする。

(交付の申請)

- 第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、東松山市こども食堂支援事業補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとし、補助対象事業の開始前に市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 収支予算書(様式第3号)
  - (3) 団体等概要書(様式第4号)
  - (4) 補助対象団体の組織及び運営に関する事項を定めた定款、会則、規約等
  - (5) 補助対象団体の会員名簿

- (6) 営業許可書の写し
- (7) 食品衛生責任者の名札の写し
- (8) 活動保険の加入が確認できる書類
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は 要しない。

(交付の決定)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、東松山市こども食堂支援事業 補助金交付決定通知書(様式第5号)のとおりとする。

(変更の申請)

- 第9条 規則第9条の事業計画変更承認申請書の様式は、東松山市こども食堂 支援事業補助金事業計画変更承認申請書(様式第6号)のとおりとする。
- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出を受け、承認したときは、速やかに 東松山市こども食堂支援事業補助金事業計画変更承認通知書(様式第7号) を交付するものとする。

(実績報告)

- 第10条 規則第12条の報告書の様式は、東松山市こども食堂支援事業実績報告書(様式第8号)のとおりとし、補助対象事業完了後速やかに市長に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、決算書(様式第9号)を添付しなければならない。 (補助金の額の確定通知)
- 第11条 規則第13条に規定する補助金の額の確定通知の様式は、東松山市 こども食堂支援事業補助金交付額確定通知書(様式第10号)のとおりとす る。

(個人情報の保護)

第12条 補助事業団体が補助対象事業の実施において知り得た個人情報は、 補助事業団体の責任において厳重に管理し、本人の承諾を得ずに他の目的に 使用してはならない。 (書類の整備等)

- 第13条 この要綱による補助金の交付を受けたものは、補助事業に係る収支 の状況を明らかにする帳簿を備え、かつ、収支証拠書類を整備保管しなけれ ばならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助対象事業完了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。 附 則(令和6年3月5日決裁)
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。